



k 37

かな書
胎教

加
系
書
胎
教

草
稿

490.9
Ka-11

No. 2504
1A K 37



1497



い——丁卯の二月末に官に廣末田圃人
以て紅襪襪其の法は後清書物仕と云
中表作せうひりてつういふけり
こもれ長の末にうみさういふ也給り
後ハそれいふ官つぎもさるに作りし
こもれ十一月始に又裏後始にてし
法中人君の法は後つういふなり
佐少人懐胎を早著帯ふもなぬ
ついで其胎のこもれとあり

しすし傳つて中世に傳へるひりぬうり
活儀義をいふにわづらひに必し人色
をいふと具^法常末ふまうりいづ^法取
る一^法中^法やういふに左うり得
け^法つ^法と家令れうり^法主^法なり
けりぬとせし胎前の事なるなり
のうづらひ色つきのうづらひ
伝と^法けり^法けり^法古^法書^法
此^法一^法と^法二^法と^法取^法出^法ふ^法なり

すうり^法な^法い^法う^法ぬ^法とい^法う^法
左^法の^法けり^法ぬ^法

胎^法の^法元^法末^法う^法に^法し^法る^法に^法て^法書^法
即^法と^法の^法あり^法婦^法人^法に^法け^法胎^法の^法始^法なり
其^法子^法け^法れ^法る^法の^法中^法に^法け^法る^法と^法し^法る^法
て^法其^法法^法則^法と^法守^法る^法こと^法と^法胎^法教^法と^法し^法る^法
夫^法列^法女^法傳^法とい^法ふ^法書^法に^法胎^法前^法の^法事^法と^法具^法と^法
し^法て^法右^法の^法婦^法人^法に^法け^法る^法時^法に^法い^法ふ^法に^法い^法ふ^法
を^法せ^法し^法す^法る^法に^法け^法る^法に^法け^法る^法に^法け^法る^法

一、り、事、より、足、る、と、の、す、く、と、は、な、り、成、す、
 所、あり、と、妊、る、を、め、し、あ、げ、て、う、を、一、川、に、
 す、く、い、り、は、し、り、詩、經、活、傳、義、の、所、を、
 し、く、も、り、し、周、文、王、の、母、王、大、任、と、し、ハ、
 執、事、任、民、の、中、女、と、り、に、て、文、王、の、父、王、季、
 孟、妃、活、を、所、活、篇、中、と、あり、終、り、端、一、誠、莊、
 と、皆、大、任、の、人、と、し、と、譽、て、い、ふ、信、ハ、そ、う、と、語、で、
 う、り、と、し、し、事、一、一、さ、ら、ふ、を、し、め、さ、る、所、を、
 と、い、ふ、誠、ハ、心、立、た、る、と、い、ふ、莊、ハ、
 身、と、り、た、り、う、と、し、て、い、ふ、し、う、め、と、い、ふ、只、一、す、ら、
 婦、德、と、勤、め、の、う、か、く、し、て、い、ふ、を、妊、娠、を、

身とあり給ひし
始より目も
忘色を視

こゝと刊せり、傲慢也。又矜慢在心曰敖と又こゝり、つづ
くも、傲ありふ我慢にあり。然れ、言と此にてあり。

ちりて文王休あきなり。文王聖徳

この二の字より属する事し其子武王

はこもすぎ
活潑義の目より上

西洋の國、
といふ天
竺より
くさくさ
らんた
りすま
の法
國のと
ちてふ

傳りて、
守りて、
あま善訓、
づゝ、
あつゝ、
教をよ、
慈徳、
しゝを、
づゝ、
西洋の國、
教をよ、
慈徳、
しゝを、
づゝ、

所名一
關字原
書ニ從フ

公此法を、
を、
記し、

妙信夫人、
公此法母、
つ貫臣、

宥邦公、
つ貫臣、
公此法母、

つ貫臣、
公此法母、
つ貫臣、

つ貫臣、
公此法母、
つ貫臣、

つ貫臣、
公此法母、
つ貫臣、

胎内の事、
胎内の事、
胎内の事、

胎内の事、
胎内の事、
胎内の事、

追生
 けり
 の下ノ註コ
 手保十三
 年の六月
 十三也

徳りすく氣とせられハ夫人大に世に
 毎事其教を循ひのいなるやうて延
 生ましくけふり尋常うらぐり
 けまハ世に人子徳り胎教ハ古来道
 也聖人いう人々歎き給ふや此其必
 大に過るやとあてし目と拭いて行
 づといひけり後るて賢明志
 夫といふ世に人子徳り胎教ハ古来道
 也聖人いう人々歎き給ふや此其必
 大に過るやとあてし目と拭いて行
 づといひけり後るて賢明志

國條ニ續ク
 手保十三

世ノ文
 別ニ寫シ
 ナラシム
 所ハケス

國年ノシルシ

有邦ハ世に人子徳り胎教ハ古来道
 也聖人いう人々歎き給ふや此其必
 大に過るやとあてし目と拭いて行
 づといひけり後るて賢明志
 夫といふ世に人子徳り胎教ハ古来道
 也聖人いう人々歎き給ふや此其必
 大に過るやとあてし目と拭いて行
 づといひけり後るて賢明志

必大よ人よ色も也様ふーとあり目と拭い

待てーといひたるが後とーと賢明の事と

不文 署々

かやうなうーとあつてりる上よ、朝の

法食品をどけ取とーと上るまじも侍す

而又法衣をどけ取とーと上るまじも侍す

おひー法衣をどけ取とーと上るまじも侍す

何れと申す道中と申す一導へて侍す

こそげと侍らるーと法事をいひー

法衣をいひー

日新の法母天竺の法が性より様

法衣を好まされいとけあふ時

ひとすふと教へてらびうと侍りーと法

衣は法衣文武の衣主とるう、行家中

興乃行基とまゝと侍り法子孫とある

あふとけう何とてと侍り法子法教導の

法事をとるくーと侍り法子法教導の

あふとて其いふ法とつと侍り

か、法衣とつと侍り法とつと侍り

は謹くお守りつうぐさるゝも守り
乙が才位より一等と二等といふ
やうあるところをひいて人よと
かくしつゝはしうとてさるは
此謙り一徳の實よりとて福と
ふは基よりて守る事あり
しより行末いゝと法をうては
すゝとゆるんよ必はゆるめ
そつあかやうとゆる
ことある

そと教へられしを誠よりむ
しん可といふに今ゆるん
そと思ひつゝ私ある所
と法に誠よりめつゝ
誠なるにほたり後
のそつよとて
法よりつゝは
月よりい法は
を中より
ゆるん

らせて、それ自然なところ、所々村々
の末々まで、いよいよ皆作ら
るゝいふれは、人あつたところ、行旅の
念、祈り、そのせんげ、法福徳
以上や、侍ら、ついで

はつちりて述傳するに胎
教の事云々と云ふ所ありて

以下文前
ニ改寫ス
故ニ牀ニ
去ル

中のすゝい歎ひたるは懐きそのも
るの身はよとらうと涙を所く村むじ
むすいろとてし皆休るをいあらん
は人ききこつてけつと念に祈り
まわらんハゲレ上のまのふれ福徳
は上や侍る事

前より述べたる如く
 事おきくしきりて
 うけたまふこと
 初めつきをい



